

総合資源エネルギー調査会
省エネルギー・新エネルギー分科会 省エネルギー小委員会
第4回ガス・石油機器判断基準ワーキンググループ

日時 令和6年4月18日（木）16:00～17:17

場所 経済産業省別館 11階 1111会議室

1. 開会

○井澤補佐

それでは、定刻になりましたので、ただいまから「総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会 省エネルギー小委員会 ガス・石油機器判断基準ワーキンググループ（第4回）」を開催させていただきます。

私は事務局を務めさせていただきます、資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部省エネルギー課の井澤と申します。よろしくお願いいたします。

なお、本日ですが、委員の皆様方に直接お集まりいただきまして、ありがとうございます。対面での開催とさせていただいておりますが、一般傍聴についてはインターネット中継にて配信させていただいております。また、後日ウェブでの視聴も可能とさせていただいておりますので、ご認識のほどよろしくお願いいたします。

それでは、会議の開催に当たりまして、まず初めに、事務局を代表しまして、資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部省エネルギー課長の木村より、一言挨拶させていただきます。木村については、本日、オンラインから参加させていただいております。木村課長、よろしくお願いいたします。

○木村課長

資源エネルギー庁の木村でございます。本日はお忙しいところお集まりいただき、感謝申し上げます。

2020年の前回開催のワーキングでは、ガス温水機器、石油温水機器の新しい基準として、2025年度を目標とする基準を取りまとめていただきました。現在も各社のほうでご努力をいただいているところでありますけれども、給湯分野は家庭部門におけるエネルギー消費量の約3割を占めておりまして、今後もこの分野でのさらなる省エネ化ということが重要だと考えております。

私どもとしましては、エネファーム、ヒートポンプ給湯機、ハイブリッド給湯機、こうした高効率な給湯器の導入支援というのを、令和5年度補正予算で措置をさせていただきました。

また、こうした高効率給湯器の導入が難しい賃貸集合住宅向けには、潜熱回収型温水機器、

エコジョーズの導入を促進する支援策も創設をしております。

こうした支援策と合わせまして、制度面においても、潜熱回収型給湯器をさらに普及させるべく、検討を始めさせていただきたいと考えております。

委員、オブザーバーの皆様におかれましては、2025 年度の次の基準について、積極的に議論いただきたいというふうに考えております。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○井澤補佐

続きまして、本ワーキンググループの座長及び委員の選任について紹介させていただきます。

総合資源エネルギー調査会の運営規程によりまして、本ワーキンググループの親会議に該当する省エネルギー小委員会の委員長が、本ワーキンググループの座長、委員を指名することとなっております。

本ワーキンググループの座長につきましては、既に省エネルギー小委員会の田辺委員長のご指名により、早稲田大学基幹理工学部機械科学・航空宇宙学科の齋藤教授にお引き受けいただいております。

それでは、齋藤座長から一言、ご挨拶をお願いいたします。

○齋藤座長

座長を仰せつかりました、早稲田大学の齋藤でございます。よろしくお願いいたします。

私のほうは、実は委員として、ずっとこの委員会のほうに参加させていただいてきたところでございます。もともと、後で詳細なご説明があるかと思いますが、この分野では、区分も非常に多く、複雑な制度でありましたけれども、前回までにすっきりして、制度運用も大分やりやすくなったと、思ってきたところであります。

今回、座長を仰せつかりまして、いよいよカーボンニュートラル実現に向け、この分野をよりよい方向に向かわせることが重要かと思っております。今、課長からお話がありましたように、やはりCO₂排出量が少ない分野ではありませんので、トップランナー制度が非常にうまく当てはまると思っております。ここを通じてこの技術がよい方向に向かっていただけるということが我々の願いです。

委員の皆さんもぜひ忌憚のないご意見をいただければと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○井澤補佐

ありがとうございます。

続いて、前回第3回会議からの委員の変更について、紹介させていただきます。

座長と同様、既に田辺委員長にご指名をいただいております。

大阪大学大学院工学研究科機械工学専攻燃烧工学研究室教授の赤松委員になります。赤

松委員から、一言ご挨拶をいただけますと幸いです。

○赤松委員

赤松でございます。

このような委員を担当するのは初めてですが、精いっぱい務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○井澤補佐

ありがとうございます。

続きまして、本日の委員の出席状況について報告させていただきます。

冒頭も申し上げましたが、本日は5名全員の皆様に参加いただいております。お忙しい中、ありがとうございます。

さらに本日は、オブザーバーとして、一般社団法人日本ガス石油機器工業会及び一般社団法人日本ガス協会の方も対面にてご参加いただいております。

それでは、ここからの議事の進行を、齋藤座長にお願いしたいと思います。座長、よろしくお願いいたします。

○齋藤座長

よろしくお願いします。

2. 議事

(1) ガス温水機器の現状について

(2) ガス温水機器の対象範囲、区分について（案）

(3) ガス温水機器のエネルギー消費効率及び測定方法について（案）

(4) ガス温水機器の次期目標基準値の策定方針について（案）

○齋藤座長

では、早速でございますけれども、議事のほうに入っていきたいと思います。

まず初めに議題1となります。ガス温水機器の現状についてということで、事務局のほうより説明をいただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○井澤補佐

ありがとうございます。

それでは、事務局より、資料1について説明させていただきます。

机上に紙媒体での資料をお配りさせていただいていますが、もし足りない等ある場合は、事務局までご連絡いただけますと幸いです。

まず、資料1でございますが、ガス温水機器に関する現状について、説明させていただきたいと思います。

三つの項目に分けています。

次のページをお願いします。

まず一つ目ですが、前回の会合時に策定いただいた、ガス温水機器に関する2025年度基準について、改めて説明をさせていただきます。次に、二つ目でございますが、直近のガス温水機器に関する動向について。最後に三つ目ですが、これらを踏まえて、ガス温水機器の次期基準を策定させていただきたいと考えておりますので、これについて説明させていただきたいと思います。

次、お願いします。

それでは、まず一つ目として、ガス温水機器に関する2025年度基準について、説明させていただきます。

次のページをお願いします。

1-1でございますが、省エネ法に基づくトップランナー制度の概要について記載させていただいております。

上の青い箱の中でございますが、トップランナー制度は、製造事業者や輸入事業者に対する規制でございます。目標年度までに事業者単位で基準エネルギー消費効率の達成、目標基準値の達成、これを求めています。目標年度において、この当該基準を達成できない事業者に対しては、勧告や公表、さらには命令、罰則といった措置が規定されております。

下のところに、制度のイメージを記載させていただいております。左側でございますが、機器全体のトップ性能を持った機器の効率に対し、数年後の技術進歩による効率向上を加味して、トップランナー基準である目標基準値、この赤いラインを設定いたします。

これに対して右側でございますが、こちらは特定の事業者における状況をイメージしていただければと思いますが、左側から数年後経過した状態が右側でございます。特定の事業者の出荷実績に応じた加重平均を実績値とし、これと目標基準値、赤いラインの比較をさせていただくことになります。結果として、実績値の効率のほうが高ければ目標達成ということになります。

次のページをお願いいたします。

1-2でございますが、前回の本ワーキンググループで取りまとめていただいたガス温水機器の2025年度基準について記載させていただいております。2020年の7月に取りまとめたいただきました。

中間以下の黒い四角の中に記載させていただいておりますが、現行基準、まさに今、各事業者が遵守していただいている基準、現行基準ですね。これが2006年度基準、または2008年度基準でございますが、その次の基準として2025年度を目標年度としております。

また、現行基準においては、定格効率を用い、エネルギー消費効率を算出しておりますが、2025年度基準においては、ガス暖房機器を除きまして、モード熱効率を用いた算出方法に

変更させていただいております。

また、目標基準値でございますが、基準策定に用いた 2016 年度の実績データと比較すると、おおむね 4.2%の向上、81.1%から 85.3%となっております。

なお、この 85.3%という数字でございますが、各区分の出荷比率や出荷台数が 2016 年と同様であるという仮定を用いての試算になってございます。

最後に、下の表のところの 2025 年度基準、区分でございます。先ほど座長からもご説明ありましたとおり、前回の取りまとめ時に統合していただき、当時、現行基準において 17 あった区分が、4つの区分というふうになっております。その上で、各区分に応じた基準エネルギー消費効率を設定させていただいており、区分Ⅰでは 77.5、区分Ⅱでは 84.37、区分Ⅲでは 87.2、区分Ⅳでは 90.32 というふうな数値になってございます。

また、右側にも記載させていただいていますが、区分Ⅱと区分Ⅲにおいては、構造に起因してエネルギー消費効率の差が生じるため、構造係数というものを設定させていただいております。

次のページをお願いいたします。

こちら、5 ページ目でございますが、参考として、2025 年度基準における各区分、これに属する機器の特徴について掲載させていただいております。

区分Ⅰについては、主に屋内で使用される瞬間湯沸器。区分Ⅱについては、お風呂等にも使用可能な瞬間湯沸器。区分Ⅲについては、これに追い炊き機能のようなものが加わったもの。区分Ⅳについては、さらに床暖房などの機能が加わったものになります。

また、表の下段に記載させていただいておりますが、区分Ⅰにおいては、効率は相対的に高い潜熱回収型機器、これがない区分となっています。

次のページをお願いします。

こちらのページは、右上の黄色でも書かせていただいているとおり、前回のワーキンググループにおいて配付させていただいたものの再掲でございます。構造の違いをご理解いただくため、参考として掲載させていただいています。

次のページをお願いいたします。

こちらのページも同様でございます。適宜ご参照いただければと思います。

次のページをお願いいたします。

続いて、1－3でございます。こちらでは、2025 年度基準の達成判定方式について記載しております。

目標年度は 2025 年度になりますので、2026 年度になりましたら、各事業者において、2025 年度の出荷実績情報データに基づいて、結果をご提出いただくことになります。その際に、どのようにして達成、あるいは未達成というものを判断するのか、こういったことについて説明させていただいています。

この 8 ページ目のところでございますが、事業者における商品ラインナップというのは、特に特定の区分だけということには限らず、区分ⅠからⅣ、ここにまたがって存在している

ことが想定されます。ですので、まずは区分ごとに結果を判定させていただくということになります。

下のところにグラフがございますが、例えば区分Ⅲにおいて、幾つかの種類の製品、ここで言うと、種類というのが壁貫通型、壁組込型、あるいはその他、三つの種類を例示させていただいていますが、このように種類が存在します。加えて、それぞれの出荷実績もございます。ですので、この種類ごとの出荷実績と、先ほど申し上げたモード熱効率にて算出された効率を用いて、区分Ⅲに受ける荷重調和平均を算出いたします。

また、次に実績値ではなくもう一つ、目標基準値のほうですが、区分Ⅲであれば、先ほど申し上げたとおり 87.21 でございますので、この数値と出荷実績を用いて荷重調和平均にて目標基準値を算出することになります。

これら二つの数値を比較して、目標基準値を上回っていれば、達成ということになります。このような計算を各区分にて行っていただきますが、どこか一つの区分でも未達成ということであれば、その事業者として未達成ということになります。

ただ、一方で、上の青箱の中の二つ目にも記載させていただいておりますけれども、製造事業者によって取り扱う製品が異なります。そこで、それぞれの製造事業者等もエネルギー消費効率が優位な製品や区分について、省エネ性能の向上や、潜熱回収型温水機器の出荷比率、こういうところを伸ばしていただくという積極的な取組を促すため、達成判定の特例を設けさせていただいています。

次のページをお願いいたします。

続いて、1－4でございますが、こちらが2025年度基準の達成判定における特例についての説明資料になってございます。

特例については2段階になっておりますので、まず一つ目の特例について説明させていただきます。

先ほど、一つの区分で未達成であれば事業者としても未達成ということを説明させていただきましたが、こちらの特例では、全区分Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ、全ての区分を一つの区分として捉え、全体として目標基準値を上回っていれば達成と、こういったことにさせていただくという特例でございます。

次のページをお願いいたします。

こちらが二つ目の特例でございます。一つ前のページに、全体として目標基準値を上回っていれば、これで達成ということを説明させていただきましたが、こちらの特例は、それでも、そういった特例①を使っても、未達となってしまった場合の特例措置でございます。

上の青箱に記載させていただいていますが、2025年度の基準においては、ハイブリッド給湯機ですね。これは、まだ機種数や販売台数比率というものが非常に僅かであるということ、あと、今後の技術開発や普及の見込み等が不明であること、こういったことを踏まえ、2025年度基準においては、トップランナー制度の対象機器となっていないという状況でございます。

ただ、一方、製造事業者等によるハイブリッド給湯器導入への取組、こういったものを適切に評価することが必要であろうということから、二つ目の特例として、このハイブリッド給湯器のエネルギー消費効率や出荷台数を、先ほど申し上げた一つ目、特例①の計算に加えると、上乘せすることが可能であるとさせていただいております。

以上二つが、2025 年度中における特例に対する説明でございます。

次のページをお願いいたします。

一つ目のところの最後ではございますが、1－5でございます。これまで説明で何度か触れさせていただきましたが、ガス温水機器には、従来型、潜熱回収型と、2 種類に大別されている状況でございます。

潜熱回収型温水機器ですけれども、一次熱交換器の加熱で発生した燃焼ガス、これを二次交換器で再利用することで廃熱ロスをなくし、熱効率が向上するというものでございます。我々としてはこのガス温水機器の省エネ推進においては、この潜熱回収型の普及をぜひ進めていくことが重要なのではないかというふうに考えています。

ただ、一方で、この潜熱回収型については、ドレン水が発生することから、その処理に関する課題であるとか、あるいは従来型機器との価格差、そういった課題もあるかというふうに認識しております。

次のページをお願いいたします。

続きまして、目次の 2 つ目として、直近のガス温水機器に関する施策の動向について紹介させていただきます。

次のページをお願いいたします。

まず、2－1 でございますが、世帯当たりのエネルギー消費原単位、メガジュールでございますが、これと用途別エネルギー消費の推移を示させていただいています。

一番右の円グラフ、これが 2021 年度のデータでございますが、引き続き、おおむね約 3 万 MJ という数字であり、その中でも給湯分野におけるエネルギー消費は、冒頭、木村からもありましたとおり、おおむね 30% というふうになっている状況でございます。

次のページをお願いします。

2－2 でございます。こちらでは、ガス温水機器に関する施策の動向を紹介させていただいています。右上に黄色で書かせていただいておりますが、昨年の秋に開催された GX 実現に向けた専門家ワーキンググループにおける資料からの抜粋でございます。

一つ前のページで説明させていただいたとおり、この家庭部門や、あるいはその中の給湯分野における省エネというのは、引き続きしっかり進めていかなければならないというふうに考えています。そのために、こちらにあるとおり、支援策と合わせた規制、制度の検討を、進めてまいりました。

一つ目が、青文字で書かせていただいておりますが、窓の断熱性能の基準の見直し。二つ目が、これがまさにこれから行わせていただきたいと考えている、給湯器の高効率化。そして、三つ目が給湯器を念頭に置いた非化石転換という手法でございます。このように規制に関

する検討を進めつつ、一方で支援策というものも進めてまいりました。

これは項目ごとに緑色の文字で書かせていただいておりますが、一つ目の窓の断熱性については改修支援、二つ目の給湯器の高効率化については、賃貸集合住宅に向けた導入支援。三つ目の非化石転換については、高効率給湯器の導入支援を、それぞれ措置をさせていたでいてるところでございます。

このように、家庭部門、給湯分野における省エネ施策というのを進めているところでございます。

次のページをお願いします。

こちらと、この次のページは参考でございますが、まさに今申し上げました支援策に関する情報というものを掲載させていただいております。

こちらの15ページ目でございますが、まずは先ほどの三つ目ということで説明させていただいた非化石転換に関する支援措置でございます。高効率給湯器の導入支援ということで、ヒートポンプ、あるいは燃料電池、そしてハイブリッドと、これらを対象に10万円から20万円。また、一番下のところに書かせていただいておりますが、蓄熱暖房機や電気温水機器を撤去する場合については、プラスで5万円から10万円ということをさせていただいております。

次のページをお願いします。

こちらは、二つ目の給湯機器の省エネに向けた措置というところで、何度か説明させていただきましたが、賃貸の集合住宅における潜熱回収型給湯器の導入支援ということで、追い炊き機能の有無にもよるところはありますが、1台当たり5万円、または7万円という措置を講じさせていただいております。

次のページをお願いいたします。

最後、三つ目でございますが、これらの状況を踏まえまして、ガス温水機器の次期基準を策定させていただきたいと考えておりまして、これについて説明させていただきます。

次のページをお願いします。

ご存じのとおり、ガス温水機器の基準は、2025年度という基準が既に策定されている状態です。ですので、現時点においては、まだ目標年度には達していないというふうな状況です。

ただ、一方で、これまで説明させていただいたとおり、給湯分野というものは、家庭部門における約3割を占めるエネルギー消費源であること。あるいは、この分野を省エネするべく、高効率な給湯機器の導入支援や、潜熱回収型機器の導入支援、こういったものを創設させていただきました。

このような流れを受けて、まだ2025年度というところを迎えていないところではございますが、規制との一体型で、家庭部門のさらなる省エネを図るべく、2020年代後半、これを目標年度とするガス温水機器の新たな基準について、本ワーキンググループでご審議いただきたいというふうに考えております。これについて、この本ワーキンググループにて了

承いただければというふうに考えております。

また、この 2025 年度基準、途中でも特例として説明させていただきましたが、今、ハイブリッド給湯機を達成の特例として位置づけさせていただいております。その特例措置を引き続きこのまま特例措置とするのか、そういった取扱について、別途省エネルギー小委員会にて行われている省エネ・非化石転換を促す制度の検討状況も踏まえつつ、位置づけを検討させていただきたいというふうに考えています。

最後に、下のところに書かせていただいている表、これは参考でございますが、現在、我々経産省のほうで運用させていただいている省エネ型製品情報サイト、これに掲載されているガス温水機器のラインナップベースでの、区分ごとの登録機種と基準達成率というものを掲載させていただいております。

あくまでも出荷台数を加味していないものでございますので、そういったものではありませんが、全ての区分において 100%を超えているというような状況になります。

長くなりまして恐縮ですが、資料 1 の説明については以上でございます。よろしくお願いいたします。

○齋藤座長

はい、どうもありがとうございました。

そうしましたら、ただいまの資料 1 の説明に対しまして、ご意見、ご質問等をお受けしたいと思います。

発言の順番につきましては、まず最初に委員の皆様、その後にオブザーバーの皆様という順で指名をさせていただきたいと思います。発言を希望される方におかれましては、ネームプレートを立ててご発言いただければと思います。よろしくお願いいたします。

では、いかがでしょう。

そうしましたら、大國委員、よろしくお願いいたします。

○大國委員

ありがとうございます。

賃貸集合住宅のエコジョーズ費用というのは、前回の委員会でも課題となっていたというふうに認識しておりまして、今回もしご存じであれば教えていただきたいんですが、参考資料として、補助金を使った 3 措置が取られているというふうに認識しました。これがまず既存の賃貸住宅向けであるというふうに理解しましたけれども、それでよいかということと、そうした場合に、これがどれぐらい使われているのかという、もし分かれば教えていただきたいというふうに思いました。

以上です。

○齋藤座長

ありがとうございます。

そうしましたら、事務局のほうから回答よろしくお願いいたします。

○井澤補佐

ありがとうございます。

16 ページ目の賃貸集合住宅の省エネ化支援というところで、賃貸集合住宅に限った潜熱回収型給湯機器の導入促進というものをさせていただいております。

担当に確認しないといけないところですが、受付は開始させていただいているところでございます。まだ実際に何件分であるとか、そういったところは手元に集計がないところでございますが、順調に進んでいるのではないかというふうに思っています。

賃貸住宅での普及で、既存を対象にしていくものであったと思います。すみません、ちょっと詳細のところは確認不足でございますが、基本的には既存の賃貸集合住宅向けの支援をさせていただいております。

○大國委員

はい、ありがとうございます。

○齋藤座長

よろしいですか。

そのほか、いかがでしょうか。委員の皆様、いかがでしょうか。よろしいですか。

そうしましたら、オブザーバーの皆様でも結構ですが、何かあればよろしくお願いします。よろしいですか。よろしいですね。

○木村課長

委員長、よろしゅうございますか。

○齋藤座長

お願いします。

○木村課長

ご質問がありました、賃貸集合住宅向けの支援でございますけど、これは公募開始を3月末から開始をしております。開始したばかりということなので、ちょっとこれからどこまで使っていただけるかというのは、実際もう少し時間を待ってみないことには分からないかなというふうに思っております。

以上です。

○齋藤座長

ありがとうございます。

よろしいですか。

それでは、次に進んでいきたいと思いますが、まずここまでの説明で、次期の基準の策定に向けて、このワーキンググループで議論を開始させていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、続きまして、議題2、ガス温水機器の対象範囲、区分について、議題3、ガス温水機器のエネルギー消費効率及び測定方法について、議題4、ガス温水機器の次期目標基準値の策定方針について、引き続き、事務局のほうより説明をよろしくお願いします。

○宮原係員

事務局でございます。

まず最初に、資料2のガス温水機器の対象範囲(案)と、それからガス温水機器の区分(案)について、ご説明をさせていただきます。

資料、次のページ、1ページ目をご覧ください。ご覧の項目立てでご説明をさせていただきます。

まず最初に、対象範囲についてからご説明をさせていただきます。

資料3ページ目をご覧ください。

こちら、ガス温水機器の対象範囲に関する基本的な考え方というところをお示ししてございます。

ガス温水機器に限らず、トップランナー制度における特定エネルギー消費機器においては、トップランナーの原則という全部で10ある原則に基づいて、対象範囲でしたりとか、目標基準値だったり、目標年度であったりというところを設定してございます。

対象範囲に関する考え方としましては、スライドの中段に書かせていただいております、原則1にございます。

対象範囲は、一般的な構造であったり、一般的に使用されるものを勘案して定めるものとしておりまして、例えば①に書かせていただいているような特殊な用途に使用される機種であるとか、それから③に書かせていただいているような市場での使用割合が極度に小さい機種においては、原則として対象範囲から除外するというふうにしております。

青枠の2箇所目に書かせていただいておりますけれども、前回2025年度基準策定時には、主に市場での使用割合が極度に小さいことを理由として、スライドの下段に書かせていただいております、全部で大きく分けて六つぐらいの機種を適用除外というふうにさせていただきました。

次のページをお願いいたします。

4ページ目は、これらを踏まえまして、ガス温水機器の次期基準における対象範囲(案)をお示ししてございます。

スライドの中段以下にございます表ですけれども、足元、2020年度の出荷実績であるとか等をお示ししてございますけれども、ご覧のとおり、いずれの対象範囲外とした出荷台数、出荷比率、いずれもかなり小さい状況であるというところでございます。2025年基準に適用除外とされたこれらの機種は、次期基準においても引き続き適用除外としてはどうかというふうに考えているところでございます。

次のページをお願いいたします。

続いて、ガス温水機器の区分分けについてご説明をさせていただきます。

スライド6ページ目をご覧ください。

こちら、先ほどお示した対象範囲と同様、区分設定に関する基本的な考え方を示してございます。

区分設定においては、全部で原則2、4、5が該当しておりまして、基本的には原則5の

後段に書かせていただいておりますけれども、製造事業者等が積極的にエネルギー消費効率の優れた製品を販売できるように、可能な限り同一の区分として設定することが望ましいというふうになっております。

また、これから区分設定のお話をさせていただきますけれども、例えば原則5の全体に書かせていただいているような、高度な省エネ技術を用いているがゆえに、高額であって、かつ高エネルギー消費効率である機器については区分を分けたりとか、また、原則4にあるとおり、区別設定に当たり付加的機能を有しているもの、今回、ガス温水機器で言えば、給湯機能に暖房機能がついているような、そういった機能を持つものに関しましては、原則、区分を分けるような、そういった考え方も有してございます。

これらを踏まえまして、スライド7ページ目に移らせていただきますけれども、ガス温水機器のうち、次期基準における区分設定（案）をお示ししてございます。

青枠の1ばつ目に書かせていただいております、2025年度基準策定時は、エネルギー消費効率に影響がある機能であり、かつ消費者ニーズの代表性を有する要素である、使用用途の種別であるとか、通気方式等に基づいて、全部で4区分を定めさせていただきました。これらの要素に従った出荷実績というのを、スライド中段以下の表のところに書かせていただいておりますけれども、おおむね2022年度、足元の出荷実績というところ、当時の2016年度の基準年度と比較しても、依然として傾向に大きな差異はないというところがございます。次期基準においても、2025年基準と同様に4区分とさせていただきたいなというふうに考えてございます。

以上で、資料2の説明でございまして、続いて資料3の説明に移らせていただきます。

ガス温水機器のエネルギー消費効率及び測定方法について、ご説明をさせていただきます。

スライドの1ページ目でございますけれども、こちら先ほどと同様に、エネルギー消費効率と測定方法に関する基本的な考え方、原則というところをお示ししてございます。

エネルギー消費効率の採用の仕方においては、原則2に書かせていただいておりますけれども、特定機器のエネルギー消費効率というのは、最もその機器との関係が深い物理量を採用するということとしています。

エネルギー消費効率の測定方法になりますけれども、原則10に書かせていただいておりますけれども、基本的に共通規格が存在する場合においては、可能な限り、この規格と整合性が保たれるものとするのが適当であるというふうにしております。また、仮に測定方法が存在しない場合は、実際の機器の使用実態を踏まえた具体的かつ客観的な測定方法を採用するというのが適当であるというふうな原則がございまして。

それを踏まえまして、次のページ、スライドの2ページ目でございますけれども、ガス温水機器の次期基準におけるエネルギー消費効率及び測定方法（案）というところでお示ししてございます。

1ばつ目でございますけれども、現行基準、2006年度基準及び2008年度基準においても、

定格熱効率を採用させていただいておりましたが、前回の 2025 年度基準策定時に
いて、温暧房機器以外の区分、すなわち区分Ⅰ、Ⅱ、Ⅲにおいては、家庭用ガス給油温
機器のモード効率測定法、J I S S 2075 という共通規格に基づくモード熱効率とい
ものを採用させていただきました。

また、温暧房機器、区分Ⅳについては、モード熱効率に関わる測定方法の規格とい
ものが策定されていなかったため、現行基準 2006 年度基準、2008 年度基準と同様に、定格熱
効率を採用させていただきました。

各測定方法は下表のとおりお示ししてございますけれども、特にガス暖房機器にお
いては、暖房部分のエネルギー消費効率と給湯部分のエネルギー消費効率をそれぞれ 1 対 3 の
比率により加重平均した値をガス暖房機器のエネルギー消費効率というふうに策定させて
いただきました。

2 ばつ目以降、次期基準における方針をお示ししてございます。結論、次期目標基準にお
いても、エネルギー消費効率としてはモード熱効率、また、区分Ⅳにおいては定格熱効率とい
ものを、引き続き採用することとしてはどうかというふうに考えてございます。

また、測定方法については、モード熱効率を計算する、先ほどご紹介させていただき
た J I S S 2075 及び区分Ⅳについては J I S S 2112 を用いることとしてはどうかとい
うふうに考えてございます。

以上で、資料 3 の説明でございました。

○井澤補佐

続きまして、資料 4 について説明させていただきます。

こちらの資料 4 でございますが、ガス温水機器の次期目標基準値の策定方針について（案）
というものでございます。具体的な目標基準値そのものについては、次回以降に議論をさせ
ていただきたいと思います。

一方で、その検討を、実際に我々事務局で進めるに当たって、この目標基準はどのような
考え方で作成していくべきかという、この策定方針について説明させていただきたいと思
っています。

次のページをお願いいたします。

これまでの説明と同様、まず、原則を記載させていただいています。現状でこの原則は、
具体的な数値があるわけではないので、また次回以降というふうなことになるかもしれま
せんが、原則としては、目標基準値の設定においては、非常に効率の高いエネルギー消費効
率を持った機器も含めて、同一の区分とすることが望ましいということにしつつも、一方で、
特殊品は除外するという原則として定めているという状況でございます。

次のページをお願いいたします。

こちら、2 ページ目が、次期目標基準値の策定に向けた方針の案ということでお示しさせ
ていただいています。

まず、2025 年度基準を策定した際の目標基準値の設定における考え方を説明させていた

できます。

この資料の上のほう、一つ目にありますとおり、まず、ガス温水機器において、技術開発によるエネルギー消費効率の改善余地というのは、もう極めて小さいという状況でございました。ですので、従来型の機器と潜熱回収型の普及率を踏まえた上で、目標基準値を設定しております。

ただしその際、当時、この場合 2016 年度でございますが、この 2016 年度の潜熱回収型機器の実際の普及率、これを用いた上で目標基準値を設定させていただいております。

次に、これから新しく作っていききたいと申し上げている次期基準のほうでございますが、次は、この足元の実績の普及率ではなく、将来の導入ポテンシャル、こういったものを用いることにしたいと考えています。

また、その導入ポテンシャルの検討においては、この潜熱回収型機器の導入に意欲的な業界の意向も鑑みまして、最大限、潜熱回収型が入るという考え方で検討させていただきたいと考えています。

ただ、一方で、この 2 ぽつ目のところにも書かせていただいておりますが、住宅の特徴や、あるいは資料 1 で申し上げたドレン水の課題、こういったものもございますので、そのような導入制約を調査、分析するというのも必要なのではないかと考えています。

また、小さな字で書かせていただいておりますが、これらの検討においては、先ほど申し上げた省エネ非化石転換に向けた議論の進捗であるとか、検討状況との整合性にも留意する必要があると考えてございます。

以上でございますが、このような考え方で目標基準値の検討を進めることについて、ぜひご議論いただき、了承いただければというふうに考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

○齋藤座長

ありがとうございます。

そうしましたら、ただいまの資料 2、3、4 の説明に対しまして、ご意見、ご質問等をお受けしたいと思います。

先ほどの同様に、委員、オブザーバーともにネームプレートを立てていただければと思います。よろしくお願いいたします。いかがでしょう。

大國委員から、よろしくお願いいたします。

○大國委員

ありがとうございます。

まず最初に、対象除外についてなんですけれども、除外の対象についてご説明があったんですけど、以前より除外となっております業務用のもの、これについて、引き続き除外ということだと思うんですけれども、何で除外なのかというのが。もともと当初から除外だと思うんですが、何か理由があれば教えていただければと思っております。業務用の給湯設備は結構世の中にあるんじゃないかなと思うので、ご質問しております。

それから、今回、モード熱効率を引き続き利用するということと、定格熱効率、区分4については定格熱効率ということなんですけれども、ここの判断ということなので、ご質問ですけれども、モード熱効率は、当時いろいろな使われ方を想定して、家族構成でありますとか、朝起きてとか、いろいろなこと考えて決めていただいたような気がしております。引き続き、今も同じような使われ方が想定されているからこそ、同じこのモード熱効率をそのまま使えるという認識でよろしいかどうかということをご質問させていただきます。

それから、ガス暖房機器につきましては、当時から、できればモード熱効率でこちらも進めたいという思いがありながらも、そもそも試験方法をつくるのがなかなか難しいものがあったということで、その当時の議論が終わっていたと思うんですけれども、引き続き難しくてなかなかつukれないという認識でよろしいのかということをご質問させていただきます。

最後に、コメントになるかもしれませんが、次期目標基準値の策定において、導入制約を調査分析しつつということでもありますけれども、先ほどの導入制約の問題でありますとか、設置場所の問題というのは、当時よりも随分解決されつつあるのではないかなというふうに認識しております。ぜひ最大限潜熱回収型を入れたときに、どういう基準になるのかということのを、丁寧に検討いただけたらなというふうに思っております。最後のはコメントでございます。

以上です。

○齋藤座長

ありがとうございます。

そうしたら、事務局からでよろしいですね。よろしくお願いします。

○井澤補佐

ありがとうございます。

まず一つ目の業務用のものというところでございますが、引き続き、対象外というふうにさせていただいております。当時の判断は少し確認する必要がございますが、恐らく1台当たりの省エネの可能性という話と、あるいは世の中でどれだけの台数が使われているのか、そういったところ、恐らくでございますが、総合的に判断して、対象外としたのではないかな。あるいは、場合によっては、出荷台数をどこまで正確に把握、追いかけることができるか、そういった制度上の運用面も考えて、対象外としたのではないかなというふうに思われます。

二つ目の、引き続き同じ使われ方をしているのか、技術の設定の内容が今でも同じかどうかということと、あるいは三つ目のガス暖房機器におけるモード効率の状況というところは、もし可能であれば、オブザーバーの日本ガス石油機器工業会からもご説明いただければと思いますが、いかがでしょうか。

○荒井オブザーバー

工業会のガスの専門委員長をしています荒井と申します。ご説明させていただきます。

まず、モードですけれども、ガス暖房機に関しては、いろいろな種類の機種が業界に存在します。コンロで言う一口であったり、二口であったり、こういったものでございます。暖房に関しても、寒冷地用で特殊な暖房であったりとか、温暖地においても床暖房というのがありますけれども、温度が40℃と60℃で違っていたりして、そういった多種多様な使用形態がございますので、そういったものを標準化して試験標準にするというのは、なかなか、鋭意努力してはいるんですけど、追いついていないという現状で、現在も継続して試験標準作成に向けて努力しているという状況でございます。よろしいでしょうか。

モードのほうですか。こちらのほうに関しましては、使用形態というのは、家族構成が変わらない限り、そんなに変わらないと踏んでいまして、朝起きてから人間がすることですから、行為としては同じということを考えておりますので、こちらのほうも現状に即して問題ないというふうに考えております。よろしかったですか。

○齋藤座長

はい、ありがとうございます。そのほかいかがでしょうか。

○林委員

質問なんですけれども、ドレン水があるから、集合住宅には、一戸建ての場合ですと床とか排水溝に流せるんですけれども、そのドレン水の解決方法は、前回の3回目の審議会以降、何か技術的に進歩があったんですか。

○井澤補佐

はい。ご質問ありがとうございます。

技術的な進歩というようなところについては、日本ガス石油機器工業会からお答えいただければと思いますが、ここでもう一つ、制度上のお話というものもございます。

ドレン水の排水というものは、自治体によっては、そのまま雨水として流せる場所もありますし、一方で、それはそのまま排水ということではなくて、きちんと処理してくださいというふうなところがございます。これは自治体の権限でございますので、その自治体のルールに従っていただくというふうなところがございます。まず今、現状の制度としては、そういったものがございましてというところを補足させていただきます。

技術的なところについては、日本ガス石油機器工業会からお話いただければと思います。

○荒井オブザーバー

工業会としましては、機器側でドレン水の排水をお風呂の浴槽側に流してしまおうといったタイプのものを開発して、これは既に普及しております。ただ、給湯単機能の機器で、木造の賃貸集合住宅等におきましては、なかなか排出されたドレン水を、地方自治体によってはまだ認めてはいただいていない、雨水にすら持ち込むのが難しいといった現場もございまして、こういったものが普及の障害になっているというふうに考えられますので、エアコンのドレン水と同じような処理ができないかといったような検討を、現在続けているところでございます。

以上です。

○林委員

資料1の16ページ目になりました、エコジョーズを賃貸に導入するときの機器等工事費の20万から35万というので、その浴槽の下に流すという工事はできるんですか。

○荒井オブザーバー

施工絡みのところは、我々メーカーの立場からちょっとそこに明言は、明確なコメントは差し上げられないですけれども、ちょっとその辺りは申し訳ありません。回答は差し控えたと思います。

○林委員

そうですか。

主婦としての経験上、給湯器は10年に1回変えなきゃいけないものだなと思うんですけども、それとともにお風呂場も変えるとなると、かなりの費用がかかるかなと思っているんですけども、支援策として補助金をつけるという検討なものですから、かなり簡単にできるように、技術的に簡単なのかしらと期待したものですから、分かりました。

○荒井オブザーバー

申し上げた、浴槽に流すというのは、浴槽の改造は不要になっていますので。給湯器側から、浴槽の排水のパンがありますよね。そちらにドレン水が流れるようにする。壁の穴に、浴槽の引き戻りという循環のパイプがあるんですけど、そこにドレンのパイプを合わせて流し込んで。

○林委員

浴槽は変えなくてもいいんですか。

○荒井オブザーバー

はい、そうです。

○林委員

そうですか、分かりました。ありがとうございます。

浴槽を変えますと、大分、額が違ってきますよね。ありがとうございました。そこが分からなかったんです。

○齋藤座長

そのほかいかがでしょうか。よろしいですか。

オブザーバーの皆さん、よろしいですか。何かコメント等あれば。よろしいですか。

赤松委員、お願いします。

○赤松委員

法律ということを考えるときには、排気ガスの規制とか、この辺のことはどうお考えでしょうか。初めてなので分からないので。

もちろん、エネルギー機器ですと、熱源の温度を上げていけば効率は上がりますが、効率が出るのでそこはどれだけ多くてもいいんですか。この分野については。

○井澤補佐

ありがとうございます。

潜熱回収型でも、構造によってはそういったガスが滞留してしまう可能性がある、そういったことは前回のこの会合でもあったというふうに記憶しております。

そのところがどこまで効率に寄与するかというのは、すみません、ちょっと技術的なところであれなんですけれども、今、次のトップランナー制度を考えていく上で、ここに何か効率というものに何か影響を与えるのか、そういったところで変わってくるのかなという気がします。

今のところ、我々の認識では、そういったところが何か効率に直接影響を与えるという認識がなかったものですから、今現状において、次の基準を考えるときに、そこを考慮する必要はないのではないかというふうに思っていた次第です。

ただ、そこでもし、こういったものが何か効率に影響を与えるということであれば、ぜひご指導いただければありがたいなと思っているところでございます。

○赤松委員

この分野では、NO_xの規制値とかはないのでしょうか。

○井澤補佐

例えば、大気汚染防止法とか、そちらのほうの世界だと思います。すみません、ちょっと今手元に情報がありませんが、確認させていただければと思います。ありがとうございます。

○赤松委員

例えば、加熱炉であれば、O₂濃度 12%換算で 150 p p mのNO_x規制があるんですね。そういったものはないところなんですか。

あと、非化石加熱を、例えば熱を利用したときに対して、CO₂の排出量をどのように考えるか、その辺も考えていかないと、何か非化石化できないように思うんですけれども。

○井澤補佐

ありがとうございます。

そうですね。NO_x、SO_xのところは、日本ガス石油機器工業会からあればお願いします。

○荒井オブザーバー

工業会のほうから申し上げます。

工業会の自主基準で、低NO_xというのは指標がございまして、この認定を受けたものは、低NO_xバーナーとして販売をしています。基準はO₂ゼロ%換算で 60 p p mということになっていますので、ほぼそのような機器が市場の全体を占めているんじゃないかなというふうに思っています。よろしいでしょうか。

○齋藤座長

よろしいですか。ありがとうございます。

○井澤補佐

もう一つ、CO₂のところでございますが、今、我々が検討をしている中では、基本的にモード熱効率をエネルギー消費効率にさせていただき、最終的には告示で定めているものでございます。

もちろん省エネとCO₂は切っても切り離せないというところでございますが、我々の判断の基準として、今採用させていただいている、あるいは採用させていただきたいと思っているのは、まずモード熱効率でやらせていただきたいと思いますと思っています。

一方で、省エネ法、トップランナー制度だけではなくて、省エネ法全体というふうに見渡したときに、前回の国会で改正させていただいているように、非化石というふうな概念も含まれておりますので、省エネ法全体としてはそういったところの評価は検討中でございます。

○齋藤座長

よろしいですか。そのほかいかがでしょうか。

じゃあ、清水オブザーバー、お願いします。

○清水オブザーバー

オブザーバーですが、よろしいですか。

○齋藤座長

はい。

○清水オブザーバー

発言の機会をいただきまして、ありがとうございます。日本ガス石油機器工業会の清水と申します。

本日は資料の2と3の方向性につきまして、私も見せていただいて、賛成をさせていただきますと思います。非常に妥当なご提案をいただいているというふうに思っております。

工業会といたしましても、2050年のカーボンニュートラルに向けたトランジション期間がありますけれども、我々も省エネルギーの推進に全力で尽くしているところでございます。

潜熱回収型のガス温水機器、エコジョーズ、それから石油のエコフィールについても、認知度のさらなる向上と普及促進を現在進めているということでございます。

資料4のところ、先ほど次期目標基準値の策定方針で、導入制約の調査分析といったことをご提案いただいております。先ほどから事務局、あるいは座長のほうからご説明いただいております、賃貸住宅の設置制限など、これはやはり物件のオーナーと、それから管理組合さんが機器の選択、あるいは所有、購入をされるということ。一方、ご使用になる省エネの削減益は入居者が得るということで、この辺りも入居者イコール受益者ではないというところが、やはり一つの課題になっているのではないかなと思っています。

また、ドレンの排水の取扱いにつきましても、自治体さんが判断しているところでございますけれども、まだまだ判断が分かれているという現状でございます。

これらは、我々、機器メーカー側で解消することができないところもございますので、ゼ

ひ流通事業者、それから消費者、双方への周知や導入支援、それから自治体様等への働きかけ、積極的な支援など、こういった場を通じまして、ご検討を進めていただきたいというふうに思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○齋藤座長

ありがとうございます。

ちなみに、ドレン水のところの話は、この間から、前回から進展はあるんですか。あまり変わらない状況ですか。

○清水オブザーバー

やはり、自治体さんに個別にお願いをして、雨水への排出のご理解をいただいている自治体さんは随分増えてきています。

○齋藤座長

そうですね。大分よくなっているんですね。

○清水オブザーバー

はい。丁寧な説明が必要かなというふうに感じています。ありがとうございます。

○齋藤座長

ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。

どうぞ、花村委員、よろしくお願いいたします。

○花村委員

ありがとうございます。

事務局からの丁寧な説明をいただき、大分前回の記憶を少しずつ取り戻してきました。

資料4で、これからの基準値設定の方針とその姿勢というところについては、先ほどオブザーバーの清水様からもありましたとおり、私は市場のところがやっぱり一番ネックになっていると。例えば、林委員がおっしゃっていただいたように、林委員はガス給湯器は10年に一度交換するという意思をお持ちであっても、多分そこは消費者には、一般的には全く認識もしていない。それから、企業体で考えても、不動産、それから賃貸オーナー含めて、なかなかそういった償却期間というか、そういう入替えの期間というところというのがなかなか認識されないまま。実は先ほどの話で行くと、入居者のほうとしては、非常にガス効率ですね、燃焼効率が悪いまま使って、消費者がガス価格を高め、ガス会社に払っているというような状況でございますので、これも多分にわとりと卵になろうかなというふうには思っておりますが、やはり前回から参加しておりまして、一番気になっていたのは、例えばメーカーさんの出荷台数とかラインナップの整理が、先ほどの資料1のところで100を超えているものもあると。少なくとも、消費者としては選択する範囲というのはそこそこあるというふうに、ちょっと私はこれを理解したんですが、そういった中で、じゃあどこが若干障害になっているのかというと、やはりそれを設置したり、いわゆるガス給湯器というのは期限があるよと、それに対する買換え需要というところについても、やっぱり何らかの

形で伝えていくなりしていかなないと、結果的に消費者としては、ちょっと前までエネルギー価格も高騰しておりましたので、やっぱりそういう部分で、割増金額を払ってまで古いものとお付き合いをします。古い給湯器が壊れなければいいんですけれども、やはり何らかのことが起こって、最悪のことが起これば、自分のおうちだけでは済まないリスクも抱えるというようなところ含めると、せつかく啓発という部分ですかね。やはり市場導入率とか浸透率で考えた場合は、やはり消費者含めて、何らかの啓発が一つ必要かなという部分と、それから、トップランナー方式の内容をうまく導入しながら、これからの意見は進んでいくんですが、いずれにしても、将来の最大限の導入ポテンシャルというところが非常にここは重要だと思いますし、ちょっと申し訳ないんですが、半歩一歩先の目標値にしてでもいいので、やはりガスのCO₂係数は電気に比べてえらい高いものですから、そういうところも考慮すると、やはり何らかの形で意欲的なという数値の持ち方は、一つの、我々も、あるいは私自身も意識していかなければいけないなと思いました。

ちょっとコメントになりましたが、以上でございます。

○齋藤座長

事務局、いかがですか。

○井澤補佐

花村委員、コメントいただきまして、ありがとうございます。

消費者の方に対してもっとこういう機器がありますというふうな普及啓発みたいなのと受け止めさせていただきました。ありがとうございます。

もう一方の意欲的な数字、もちろんトップランナー制度でございますので、その制度の精神にのっとって、事務局のほうで検討させていただきたいと思いますが、一方で、あまり高過ぎる数字、というふうなところもございますので、きちんと頑張りつつもというところで検討させていただきたいと思います。ありがとうございます。

○齋藤座長

ありがとうございます。大変貴重なコメント、ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。

オブザーバーの菅沼様、よろしく願いいたします。

○菅沼オブザーバー

オブザーバー、日本ガス協会の菅沼でございます。発言の機会をありがとうございます。

私どもガス業界としまして、いわゆるエコジョーズの普及拡大というのは、尽力してまいりたいと思います。

本日議題にございましたこの資料2及び3のところですが、こちらについては賛成をさせていただきますと思っています。

今、林委員、花村委員からもありましたけれども、資料4の次期目標基準の策定方法、こちらについては少しお願いといたしますか、要望がございます。

こちらに記載のある将来の最大限の導入ポテンシャルに基づいた目標基準値の設定とあ

りますけれども、資料に記載があるとおり、導入制約の調査分析があります。設置条件の制限、あるいは省エネの多様化、そして、先ほどもありましたけれども買換えの時期、こういったところの課題をぜひ踏まえていただいて、製造事業者さんの努力により達成可能な目標基準をぜひ設定していただきたいなと思っております。

資料1にありましたけれども、次期基準の目標年度が2020年代後半というところなんです、もちろんそれ以降、2050年カーボンニュートラル、こういったところまで省エネに資するエコジョーズというのは、重要な役割を担っていると私どもは考えておりますので、ぜひ時間軸を考慮した制度設計をお願いしたいと思っております。

発言は以上でございます。

○齋藤座長

ありがとうございます。

事務局、何かございますか。

○井澤補佐

コメントありがとうございます。

そういったところも含めて検討させていただきたいと思います。引き続きよろしく願いいたします。

以上でございます。

○齋藤座長

そのほか、いかがでしょうか。

赤松先生、よろしくお願いします。

○赤松委員

潜熱回収型の件で、排水の件なんですけど、排水に多分NO_xが溶けるので、排水のpHとか、何かそういうものはあるんですか。規制というか、排水するときに、例えばどこかに流してもいいのかというときに、何か政府によってとか、行政によって違うというよりも、こういう排水の性質であれば大丈夫とか、そういう議論はあるのでしょうか。

○齋藤座長

これは事務局ですね。

○井澤補佐

はい。ありがとうございます。

経済産業省の所管ではなくなってくところですので、すみません、少し門外漢かもしれませんが、お話を伺っていると、国土交通省が所管する下水道に関する法律で、そういった既定値が張られているのではないかと推察いたします。ですので、このドレン水のところの関係についても、そういったところとちょっと相談させていただきながらということもあり得るのかと思っているところでございます。

○赤松委員

分かりました。ありがとうございます。

○齋藤座長

ぜひ、ご回答いただいたように、よろしくお願いいたします。

いかがですか。まだ時間は十分ございますが。

林委員、よろしくお願いいたします。

○林委員

1 個戻るんですけども、おっしゃられた目標値、無理のないようにというのがちょっとありまして、この頃、自動車業界とかお菓の業界とかでトラブルがあって、ものがなくなっているというのがある、ガス給湯器も 1 日たりともないと困るものですし、家に買い置きしておくということもできないものですから、目標は高く、地球のために省エネで、日本はエネルギー需給率から見ると当然思うんですけども、実際に無理なものはやめたほうがいいのかなというの、消費者の意識があるものですから、でも、鋭意ご尽力ください。

○齋藤座長

はい、ありがとうございます。

何かありますか、事務局。

○井澤補佐

コメントありがとうございます。

○齋藤座長

じゃあ、大國委員、よろしくお願いいたします。

○大國委員

先ほど買換え需要みたいな話があったかと思うんですけども、私の理解が間違っていたらご指摘いただきたいんですけど、基本的にはトップランナーは、その年に売れた設備で基準の判断をするので、買換え時期というのはあまり意識しなくてもいいんじゃないかなと思ったんですが、そこは、何かありますか。

○齋藤座長

関連するご質問だったら、どうぞ。

○林委員

関連する質問じゃなくて、2 年ぐらい前に、何とかが足りないから給湯器が業者に頼んでも、2 か月後ですと言われると言っていた時期があったものですから、そのとき、主婦が顔を合わせると、もううちは 8 年だからとか、もう 15 年使っているから明日でもおかしくないのよとか言って、本当に困った、困ったという声を聞いていたものですから、それで、その山を越えて、つい先月、国民生活センターが出したのは、給湯器が余っちゃったんですか。悪質業者さんが、高齢者にお宅の壊れそうですから買い換えましょうと言って、高値で売っていたというのが消費者問題になっているものですから。

国民生活センターは、付記として、情報として、給湯器は 10 年で買い換えましょうと言っている。工業会さんが言っています、業界が言っていますというのが、そのポスターに書

いてあったものですから、やっぱりそういうものなのかなという認識がありました。すみません。

○齋藤座長

じゃあまず最初、オブザーバーの菅沼さん、よろしくお願いいたします。

○菅沼オブザーバー

ご質問ありがとうございます。

私どもがお伝えしました買換えの時期というものは、目標設定が2020年代後半となりますと、今からは5年ぐらいになります。そうしますと、今の物に対しての買換えの目標値を設定するということになりますと、これから定める目標と、ちょっと実際の販売している時期が、買換えになるのがずれていくというところがありますので、新築で2020年代後半に入る目標であればいいとは思いますが、買換え需要というのは、今、林委員からありましたように、人それぞれで、その後また長期にわたるものもございまして、そういった時期的なところも少し考慮していただきたいというところで、発言をさせていただきました。

以上でございます。

○齋藤座長

今はもう十分あるんですね。一時期は大変だったのは皆さんご存じのとおりだと思いますが、今はもう。ありがとうございます。

事務局、何かありますか。

○井澤補佐

ありがとうございます。

基本的には、大國委員のご認識のとおり、出荷台数に応じて、あるいは出荷台数に応じた個々の機器の効率に応じて、目標基準値と事業者の実績値というものが出てきます。なので、ある程度、政令上の足切りはあるものの、あくまでも出荷した台数を100%とした上で、それから目標基準値なりというところが設定されることになります。なので、買換え需要みたいなものが少ないから損だ、あるいは買換え需要が多いから得だというようなところは、制度設計上ないのかなというふうな気はいたしております。

なので、純粋にメーカーにおけるモデルチェンジの期間とか、そういったところというのが、もしかしたらあるかもしれませんが、買換え需要というものが、特別何か、得、損というところにはつながらないのかなというふうには、今、認識しているところでございます。

以上です。

○齋藤座長

ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。よろしいですか。そうしましたら、どうもありがとうございます。

○林委員

すみません、申し訳ありません。

○齋藤座長

どうぞ。

○林委員

一つお聞きしたいことがありまして、支援ということは、消費者からすると、補助金をもらえるということでよろしいでしょうか、

それで、高効率給湯器という言葉なんですけれども、うちが去年、エコジョーズにしたから高効率だと思って、工業会さんは高効率をエコジョーズというふうに書いていらっしゃるんですけども、今回の資料を見ますと、経産省さんレベルですと、高効率給湯器というのはエコジョーズではないというところで、用語が分かりにくくて、この辺の用語の統一ということをしていただけると、賃貸のオーナーの方たちも、事業者とはいえ、一般消費者と同じレベルだと思いますので、ちょっと分かりにくかったものですから、お願いします。

○齋藤座長

じゃあ、事務局から。

○井澤補佐

ありがとうございます。

そうですね、ちょっと分かりにくい部分があった部分については、検討させていただきます。ありがとうございます。

○齋藤座長

じゃあ、ちょっと次回以降ご検討いただけるように、よろしくお願いします。

では、よろしいですか。ありがとうございます。

そうしましたら、ガス温水機器の対象範囲、それから区分、エネルギー消費効率及び測定方法、それから次期目標基準策定方針につきまして、ご了承いただけますでしょうか。

(了承)

○齋藤座長

ありがとうございます。皆さんご了承いただけるということです。

大変ありがとうございました。特に後半は非常にディスカッションが盛り上がりました。よかったと思います。次回もぜひよろしくお願いいたします。

それでは、ガス温水機器の対象範囲、区分、エネルギー消費効率及び測定方法、次期目標基準策定方法につきまして、ご了承いただいたものとさせていただきたいというふうに思います。

そうしましたら、本日はガス温水機器につきまして、議題1から4につきましてご審議いただき、また、主に次期基準に関する進め方、ガス温水機器の対象範囲、区分、エネルギー消費効率及び測定方法、次期目標基準値の策定方法について、活発な議論をいただくことができました。本当にありがとうございます。

委員及びオブザーバーの皆様にご協力いただいたこと、ここに御礼申し上げます。

3. 閉会

○齋藤座長

それでは、本日の議題はこれで全て終了となりますので、進行を事務局のほうにお返しします。

○井澤補佐

ありがとうございました。

また、委員の皆様並びにオブザーバーの皆様、貴重なご意見いただきまして、ありがとうございました。

本日いただいたご意見も踏まえまして、特に次の目標基準値でございますね。あるいは目標年度、そして、まだ議論させていただいていない次の達成判定をどうするかであったり、あるいは省エネ法上に規定された表示の仕方であったり、そういったところを引き続き検討させていただき、次回の第5回のワーキングで、事務局より案を提示させていただきたいと思います。

次の日程等々、まだ決まっておりません。後日、また委員の皆様には日程調整等のご連絡をさせていただきたいと思います。

恐らく次の会議では、非常に重要なテーマを取り扱わせていただくことになると思いますので、引き続きご審議への協力のほど、どうぞよろしくお願いいたします。本日はありがとうございました。

それでは、長時間にわたるご審議にご協力いただきありがとうございました。

本日のワーキンググループは、これにて閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。